

平成30年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成30年6月8日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 常任委員会議案付託
 - 第 3 常任委員会請願付託
 - 第 4 常任委員会陳情付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
 - 追加日程 議案第15号直接審議（先議）
 - 日程第 2 常任委員会議案付託
 - 日程第 3 常任委員会請願付託
 - 日程第 4 常任委員会陳情付託
-

出席議員（20名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
5 番	高 橋 秀 典	6 番	米 本 弥一郎
7 番	有 田 恵 子	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保
13 番	島 田 和 雄	14 番	平 野 忠 作
15 番	伊 藤 房 代	16 番	向 後 悦 世
17 番	景 山 岩三郎	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長 秘 副 課	山 崎 剛 成
行 政 改 革 推 進 課 長	小 倉 直 志	総 務 課 長	飯 島 茂
企画政策課長	阿 曾 博 通	財 政 課 長	伊 藤 憲 治
税 務 課 長	石 毛 春 夫	市民生活課長	宮 負 賢 治
環 境 課 長	井 上 保 巳	保険年金課長	遠 藤 茂 樹
健康管理課長	木 内 喜久子	社会福祉課長	角 田 和 夫
子 育 て 支 援 課 長	小 橋 静 枝	高 齢 者 福 祉 課 長	浪 川 恭 房
商工観光課長	小 林 敦 巳	農 水 産 課 長	宮 内 敏 之
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	鵜之沢 隆
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会 計 管 理 者	松 本 尚 美
消 防 長	川 口 和 昭	水 道 課 長	加 瀬 宏 之
庶 務 課 長	栗 田 茂	学校教育課長	佐 瀬 史 恵
生涯学習課長	高 安 一 範	体育振興課長	花 澤 義 広
監 査 委 員 事 務 局 長	伊 藤 義 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	赤 谷 浩 巳

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 矢 淳	事 務 局 次 長	池 田 勝 紀
---------	-------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（島田和雄） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第 1 議案質疑

○議長（島田和雄） 日程第 1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第 1 号から議案第18号までの18議案を順次議題といたします。

議案第 1 号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4 番（林 晴道） 事前の通告どおり議案質疑を行います。初めに、今定例会冒頭、議長より 4 月 1 日付での異動による課長人事の紹介がありました。皆さんご承知のとおり、地方の景気も依然低迷する中、本市の取り巻く状況、それから地方交付税が段階的に縮減されていく状況でございます。財政状況だとか事業計画をしっかりと見きわめて、守るもの、攻めるもの、それから我慢いただくものなど、めり張りのある取り組みが必要であろうかと、そのように思っております。

僕自身、この旭市に生まれ育ったことに大きな誇りと喜びを持って活動しております。執行部におかれても、旭市はもとより、市民一人ひとりのために、一致協力のほどお願いしたいと思います。

それでは議案第 1 号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決について、何点か質疑を行います。

まず 7 ページ、16 款 1 項 2 目土木費寄附金170万円ですが、これはちばみどり農業協同組合からの寄附と補足説明でありましたが、どのような経緯のもと、どのような意向を受けて寄附をいただいたのか詳しくお尋ねをいたします。

次に9ページ、6款1項5目農地費1,247万円の追加ですが、これは農地・水保全管理事業の新規地区の増加に伴うものということでございます。事業主体の状況と、多面的機能支払交付金1,155万7,000円となるその金額の算出方法を伺います。

次に同じく9ページ、8款2項2目道路維持費の170万円の追加は、先ほどのちばみどり農協からの寄附を財源に、道路反射鏡を設置するものと伺いましたが、いわゆる一般的なカーブミラーを指しているのか、また、そうであるならば何か所分となり、どこに設置するのか具体的にお尋ねいたします。

続いて10ページ、13款2項1目水道事業公営企業費4,000万円の追加ですが、水道事業会計に基準外繰り出しを行い、その額を4,000万円とした金額の算出根拠を詳しくお尋ねいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、建設課のほうから議案第1号（1）の7ページ、第16款寄附金、1項2目土木費寄附についてと、（3）の9ページになります、第8款土木費、2項2目維持管理費についてお答えいたします。

最初に、（1）の7ページ、第16款寄附金、1項2目土木費寄附についての、どのような経緯のものかというご質問に対しましてお答えいたします。

こちらにつきましては、平成30年4月3日付でちばみどり農業協同組合より、市内の見通しの悪い道路及び農道に交通安全施設整備として道路反射鏡、いわゆるカーブミラーでございます、その設置のための寄附金の申し出がありまして、4月19日に入金いただきました。それが170万円を計上したものでございます。

それと、次の（3）の道路維持費の関係でございます。一般的なものなのか、何か所なのか、どこなのかというご質問かと思えます。それでは回答したいと思います。

170万円の寄附を財源として道路反射鏡、カーブミラーの設置に係る工事請負費として同額の170万円を計上したものです。先ほども申し上げましたが、見通しが悪く危険な道路、農道等に設置していく予定でございまして、何か所かというご質問ですが、市内の6か所に設置する予定です。どこかといいますと、旧旭地区が2か所、海上地区が1か所、飯岡地区が1か所、干潟地区が2か所、計6か所ということで今後設置していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、農水産課から9ページの農地費の関係でご質問いただいた件について回答を申し上げます。

まず、事業主体の状況でございますが、こちらは土地改良事業を行いました万力支区でございます。構成員は農地耕作者が234名おりまして、現在その中から会員の調整を行っている状況でございます。活動面積につきましては、田が418.42ヘクタール、畑が8.39ヘクタールになります。

多面的機能交付金の支払いの金額の算出根拠でございますが、水田が10アール当たり3,000円というような単価がございます。水田の面積が418.42ヘクタールですから、そちらに3万円を掛けたもので、1,255万2,600円となります。畑につきましては、単価が10アール当たり2,000円でございます。8.39ヘクタールでございますので2万円を掛けまして16万7,800円で、万力支区に対しましては1,272万400円になるんですが、当初見込んでいました50ヘクタールの地区があったんですが、そちらが今回中止となりましたので、そちらのほうの事業費150万円見ていたものを引きまして、1,247万5,000円というようなことでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 10ページ、水道事業会計繰出金の算出根拠について、財政課からお答えをいたします。

この繰出金につきましては、補足説明でも申し上げましたが、利用者の負担軽減を図るために高料金対策として一般会計から水道会計へ基準外繰り出しを行っているものでございます。

ちなみに、国の高料金対策には該当しないのですが、考え方を整理しまして今回繰り出しを行うものでございまして、考え方としまして計算式をつくっております。

一つには東総広域水道企業団から購入している基本の水量、責任水量などという言い方をするものもございますが、その85%分を掛けたものを受水費の基本料金の積算基礎水量としまして、それに旭市で使っている1日当たりの平均の給水量を引きます。要は責任の水量が結構多いございますので、実際に使っている水との差の分を出します。その差の分に、基本の単価を掛けます。さらに消費税を掛けると、そんな形の根拠をつくりまして、今回繰り出しているものでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、再質問を何点か行います。

まず9ページの、6款1項5目農地費1,247万円ですけれども、農地・水保全管理事業の事業主体について、事務局や職員等の配置状況や、実施時期について伺います。

次に、8款2項2目道路維持費170万円ですが、日ごろ車で市内を走っておりますと、数多くの道路反射鏡を目にいたしますが、今回設置を含め、本市においてはどれだけのものが存在をして、そのうち本市で管理している数と、その管理状況を伺います。

それから10ページ、13款2項1目水道事業公営企業費4,000万円ですけれども、先日の市長の政務報告によりますと、平成29年度の一般会計は概算で7億6,600万円の黒字で、おおむね順調な決算となる見込みであるとのことでした。水道料金引き下げによる減収分を全額繰り入れしてもよいのではないかなと、そのように感じますが、なぜ全額としないのかを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは農地・水関係のご質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

先ほど、すみません、答弁で1,155万7,000円に対してのお答えのところ、1,247万円ということで回答してしまいました。そちらのほう、申し訳ございません。委託費のほうも含めた数字で申し上げてしまいました。訂正させていただきます。

それでは、ただいまの再質問のほうで、事業主体の職員の配置状況ということでお答えをさせていただきます。

こちらは市の職員でなく、土地改良を行いました万力支区のほうで環境保全会を立ち上げまして、そこで係の事務局職員を採用する予定だということで伺っております。ちなみに行政経験のある方が1名お願いすることができたので、設立に当たったというようなことでございます。

実施時期につきましては、万力支区環境保全会の設立が5月10日に総会が開催されましたので、5月1日からが事業の開始時期ということになります。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは回答したいと思います。

カーブミラーの全体どのくらいあるのかと、それと管理状況はどうなのかというご質問の回答をしたいと思います。

カーブミラーの全体の数量につきましては、平成28年度時点で旭市で設置したものとして、市内全域で約4,000基程度ございます。それ以外についても、過去に安全協会や開発等で設置されたものが相当数ございまして、なかなか全体の把握はできないものでございます。可能な限りカーブミラーのほうは、分かれば一応うちのほうの台帳等に載せる予定ではおります。

それと管理状況でございますが、何せ数がかなりあります。それで、市の職員が市内のパトロールでそういうカーブミラーをいろいろ見ますので、その中で汚れとか傾きがあれば当然修正したり掃除したりします。それと併せて、地元の区からの要請や一般市民からの通報によりまして、その都度現場に行きまして向きの調整やら掃除やら、そんないったところで管理のほうは行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 水道会計への繰出金について、水道料金の減収分の全額をなぜ繰り出さないかということについてお答えをいたします。

今回おおむね2分の1くらいということで計算をしているわけでございますが、この2分の1につきまして、県の制度で、うちのほうは今なっておりませんが、水道総合対策事業というのがございまして、その中で計算したものについて2分の1を補助するというような制度もございます。残りは自分のところで捻出することになっておりまして、そういうことを鑑みまして、今回おおむね2分の1というような考え方で扱ったところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 農地・水保全管理事業については、このほかに市内でどの程度の地区があるのか、現存するのか。また、その中で今後どの程度が新規地区として検討していたり、見込むことができるのかを伺いたいと思います。

それから、道路反射鏡の管理であります。なかなか相当数あるということで、全部把握

するのは本当に難しいものであると、そのように思いますけれども、現実として相当老朽化、汚い、それから壊れているものが目につきますので、何とかやっぱり安全対策の一環で取り組んでもらいたいなど、そのように思いますけれども、道路反射鏡の管理においては善意のご寄附をいただきカーブミラーを設置しても、その後の管理が行き届かないようですと、せっかくのその厚意をむげにしてしまうということにもなりますので、この機会にその管理状況をしっかりとした対策、検討が必要ではないのかなと、そのように思うので、再度その見解と具体策、今言ったパトロール以外の具体策が講じることができないのかを伺いたいと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、農地・水の関係で他の地区はどれくらいあるかということでお答えをさせていただきます。

現在、旭市内では10地区10組織が活動を開始しております。

あと、ほかに新規の見込みはということでございますが、現在2地区ほど様子をうかがっております。ほとんどが土地改良事業を行った所で、そういった事務的な行える方がいらっしゃる所が中心となって事務を進めております。

現在そういった状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 確かに安全対策の一環で管理をしっかりとということで、カーブミラー、非常に数の多いのは事実でございます。先ほども申し上げましたが、職員の市内のパトロールだけではかなりの限界がございます。そういったところで、うちのほうも可能な限り発見した場合に調整等をやるんですけれども、どうしても目が届かない部分につきましては、安全協会とかそういったところの力をかりて対応のほうをしていければなというふうに考えておりますので、ひとつよろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高木寛議員。

○9番（高木 寛） 私は議案第1号のページ3の歳出についてのところで、13款諸支出金、2項公営企業費の4,000万円の繰出金についての質問通告をしましたが、先ほど林議員の回答で財政課長がお答えになっておりますので、内容として了解しましたので終わります。

○議長（島田和雄） それでは、高木寛議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第1号、9ページの農地・水保全管理事業1,247万5,000円について質問します。

そして、答弁漏れのないように分けて質問しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず1として、この事業の具体的な内容、どのような事業をするのか具体的にお願ひします。

そして2として、この事業は単年度事業なのか、それとも継続事業なのか。継続事業であれば何年間なのかお尋ねします。

それから、この事業主体と区域でございますが、この万力支区というのは、ざっくりで結構ですから、どこからどの辺になるのかをお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、9ページの農地・水の農地費の関係でお答えをさせていただきます。

事業の具体的な内容につきましては、地域の共同活動による農用地、水路、農道等の適正な保全管理を行う団体へ交付する事業となっております。これは国・県の補助ということでございます。

事業主体につきましては、土地改良事業を実施しました万力支区が中心となっております。区域としましては、入野地先から秋田地先までの約430ヘクタールになります。

正確な区域の面積は426.8ヘクタールとなっております。

あと、事業年度につきましては、事業を開始してから原則5年間継続していただくような形となっております。5年経過した後でも、再度認定を受けることによって活動が継続できるような制度となっております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） この事業、既に設立総会も済んでいると聞いています。そして先ほどもそういう答弁がありました。そんな中で、人件費もかなりかかっていると思いますが、これらの経費については、補助の対象経費になるのかお尋ねします。ならないとすれば、その経費はどのように処理するのか併せてお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） ただいまの万力支区につきましては、本年5月10日に設立総会が開催されました。組織の設立後であれば、事務や草刈りなど人件費につきましては補助の対象となります。設立総会以前の事務費につきましては、交付金の要綱等によりまして、交付金での支出ができないということになりますので、原則的にはその支区の持ち出しの費用、単費ということになります。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 一般的にはこれは許可前は事前着工となりまして、事務経費等は認められないわけでございます。そんな中で、設立総会後は認められるということでございますが、その設立総会前はかなり経費がかかっているみたいなんです。そういう場合、今後の経費などに上乗せしても一般的には確認のしようがないわけでございますが、どのように確認していくのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、ただいまの一般事業の場合には事前着工は認められないというようなことで、その経費についてはどうなのかというようなご質問でございました。

本事業の交付金要綱等事務処理要領に基づきますと、事業完了後に活動組織から活動記録等または実績報告書を徴しております。それに基づきまして市で確認作業というものを行うことになっております。そういった確認作業ができたものに対して、県のほうへ報告を出すというようなことになります。

当然、そういった上乗せがされているのかどうかというのは、それぞれ活動団体の日報なり、領収書または金銭出納簿、活動記録等を照査しまして、不適切な支出がないかを確認させていただいておりまして、今までそういった事実等起こった所はございませんでした。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第2号、平成30年度旭市水道事業会計補正予算の議決について質問をいたします。

3ページの1款1項営業収益の8,158万9,000円の減額は、水道料金改正に伴う減収でありますけれども、一般的な家庭での使用水量とその金額、それはどの程度変わるのか、月額でお尋ねをしたいと思います。

また、2項にあります営業収益の他会計補助金4,000万円は、料金の値下げに伴う一般会計からの繰り入れでございますけれども、平成30年度水道事業会計の決算の見込み等、分かる範囲でお尋ねをいたします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） それでは、ご質問にお答えいたします。

一般家庭の使用水量の平均はということでご質疑をいただきました。一般家庭の平均使用水量は1か月約18立方メートルとなります。今回の改定料金では、3,780円となります。改定前と比べ、540円の減額となっております。

続いて営業外収益、これの平成30年度決算見込みということで回答いたします。

平成30年度の決算見込みは、受け取り利息及び配当で1,000円、他会計補助金、今回の補正分4,000万円を加えまして4,082万円、長期前受金戻入益といたしまして5,091万9,000円、雑収入として1万円の、合計9,175万円を見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 料金の引き下げに伴うその減収分を、なぜ全額繰り入れないのかを伺いたしたいと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 先ほど財政課長のほうからもお答えがあったと思います。

（発言する人あり）

○水道課長（加瀬宏之） 先ほど財政課長のほうからもご答弁があったかと思いますが、今回県の補助金ですが、こちらのほうの申請は今年度はちょっと間に合いませんのでしてありませんが、来年度からはやはりするような格好になると思います。それでだいたい収入として

見込めるのが、市のほうからの繰出金とだいたい同額となるということがございまして、今回全額ということではなくて半分の年間8,000万円ということで繰出金をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 以前に料金改正が行われたときのその理由と、僕がこの議場で2年ほど前でしょうか、料金を下げた事業提案をして質疑した際の答弁においては、今後老朽化する配水管の改修費用として必要であると、そのような話がございました。僕は十分な議論ではないものの、旭市の未来のために納得して賛成をしたと記憶をしておりますが、では今後、この不足分を水道事業会計で賄うことができるのか、それから老朽化した配水管の改修に影響するはずでありますので、それはどの程度の影響を想定しているものなのかお尋ねいたします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 影響額ということだと思います。

今この減収分につきましては、これ以後の更新事業としてどれくらいの影響があるかということですが、実際まだ更新事業、更新計画が全てでき上がってはおりません。今年度、来年度で長期計画として策定をしておりますので、その中で確認をしていきたいと思っているところでございます。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第2号の3ページ、水道事業収益について。5ページの資金の期末残高について。関連するので一括して質問を行います。

まず一つとして、以前料金改定で値上げの理由として配水管の改修費用のためだとの理由であったと認識しています。料金値上げに伴う、値上げ分の今までの累計の収益と、それから2として、値上げ後の老朽管改修に対しての総費用についてをお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） それでは、質疑の（1）、（2）、関連するということで一つとい

うことでお答えさせていただきます。

初めに、収益の差額について、平成19年度の料金改定と、改正前の累計収益の差額についてお答えいたします。

平成18年度と平成19年度、この18年度は料金改定前ということになります。19年度が料金改定した年ということになりますが、この1年間の収益の差額が約2億2,500万円ほどございます。平成29年度までの11年間を乗じますと、計算上24億8,000万円くらいとなります。

次に、配水管の更新工事、これは配水管だけの更新工事ということになります。この総額についてお答えいたします。平成29年度までの配水管の更新工事の総額は、約2億6,000万円くらいになります。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 値上げに伴って約24億8,000万円増えた、しかしながら2億6,000万円しか工事をしなかったと。老朽管対策として値上げしたのに、なぜ実施しなかったのか、また今後の改修計画はどのようなになっているのかをお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） なぜ更新工事を実施してこなかったのか、また今後の更新の予定はというご質疑だと思います。お答えいたします。

配水管の法定耐用年数は40年となっております。平成32年度から順次耐用年数を迎えることとなります。また、耐用年数を過ぎても十分使用に耐えられるものと考えてもおります。このため、現在に至るまで更新事業として計画的に実施してはおりません。今後、現在進めています長期計画、これの策定において配水管の更新計画、これらを調査、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、私から議案第9号の1の教職員免許法第4条に規定する免許状を有する者は何人該当しますか。併せて、今回改正されて10号に該当するのは何人になりますかということをお聞きしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 教職員免許法第4条に規定する、免許状を有する者は何人いる

かについてお答えします。

平成30年5月1日現在の数字で申し上げます。放課後児童クラブ77名の職員のうち、この第4条に規定する免許状を有する者は21名でございます。

続きまして、(2) 今回加える10号に該当する人は何人いるのかについてお答えします。

新たに加える第10号に規定する該当者は現在おりません。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 数字は分かりました。

この事業を利用されている生徒数というか、児童の数は何人ですかということと、併せて、21名おられますけれども、この年齢構成とか、この支援員の皆さんにどのぐらい手当を支給しているのかということがありましたら、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、まずこれを利用している児童数ということでございますが、これも5月1日現在でございます、806名でございます。

それから、支援員の年齢構成ということでございますが、77名の平均の年齢は現在57歳となっております。内訳については手持ちの資料がありませんが、平均は57歳でございます。

それから報酬につきましては、支援員につきましては時給1,070円、補助員につきましては時給970円でございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 以上で、ありがとうございました。終わります。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第10号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

これは料金改正の条例でありますが、議案を見ますと、1立方当たりで30円の値下げと計算ができます。30円とした具体的なその理由と、料金値下げに伴う減収分を一般会計から繰り入れをした根拠についてお尋ねをしたいと思います。

また、繰り入れを受けなかった場合、そのようなときの状況についても併せてお伺いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） お答えいたします。

まず初めに、なぜ今回の改定料金としたのか、30円の減額としたのかということについてお答え申し上げます。

今回、一般会計より高料金対策費として年間8,000万円を限度とする繰り出しを受けることで協議が調いました。これを踏まえ、将来の財務状況について試算を行いまして、10年間損失の計上がなかった最低の金額として、210円としたものでございます。

それと、繰入金の根拠ということでしょうか。これにつきましては、国が定める繰り入れ基準というのがございます。これについては今までもあったんですが、この基準外の繰り入れということで、今回8,000万円いただくことになっております。

また、この繰り入れがなかった場合どうなるかということですが、当初から、以前にも議員のほうにお答えしたように、水道事業会計のみでの財政状況では、値下げという方向はとらないと思っております。今回、繰り入れがあるという状況のもとで、料金の値下げに踏み切ったということでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 水道事業は本市においては市内全域が給水地区であろうかと思います。

しかし、比べるところではありませんが、例えば下水道事業では一部の地域でありながら、一般会計から4億円近い繰り出しを行っており、そのようなことを鑑みますと、市民に水道料金の軽減を図ることは重要であると常々思っておりました。たとえ半額にしたとしても、3億2,000万円の減収であり、それを全て一般関係から繰り入れても下水道料金などの会計の繰り入れと比べたら少ない金額でありますし、本市の財政状況と税の公平、平等の観点から、水道料金は半額程度まで引き下げられると俺は思っております。

そこで、この料金改正の額について、今回は小幅なものとなっておりますけれども、今後

段階的に水道料金を引き下げる改正について、本市の見解を求めたいと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 今後、水道料金をどのようにしていくかということのご質問だと思います。

今回提案した料金につきましては、このまま3年間据え置く方向で考えております。3年後、また料金の適正について検討し、見直しを行っていくということで考えております。

それと、料金改定に伴う公平さということですか、水道事業は市内全域を、議員のおっしゃったとおり事業区域としておりまして、普及率が87.1%、大方の市民の皆様にご利用いただいているところでございます。

このような中、繰り出しについては一般会計からいただく8,000万円ということで、これが公平なものと考えております。

また、地方公営企業としましては、水道事業としましては企業性、経済性を発揮しまして、公共の福祉の増進を経営の基本としております。このため、経営に要する費用は経営に伴う収入、要するに料金収入になりますが、これをもって充てるという独立採算性が原則とされておりますので、今回の改定にしたということになります。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） くどいようで、何度もいろいろな方向から今回のこの水道料金、このことに関して伺いました。しかしながら、今高橋議員の質疑にもございましたが、改修の計画、これが明確でない。それから耐用年数、これが超えても大丈夫なんだと、そのような発言初めて伺いました。景気は回復傾向にあるようですけれども、当地方の景気はなかなか回復していると実感がない、市民の負担軽減を図る観点からも、十分に検討いただいて、その点老朽化の対策なのか、それとも市民の負担軽減なのか、分かりやすいご答弁を今後いただきたい。今現在何かそういうところで、分かりやすい物言いがあるようであればお伺いしたいと、そのように思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 分かりやすくということでございます。

先ほど来ご説明してまいりました、水道事業独立採算性ということで運営しております。

今後また更新事業費として膨大な費用がかかるものと予想されております。このような中、水道事業単体では値下げに踏み切ることがちょっと難しかったと、それで地域格差の解消、これらのものの要求を受け、今回一般会計との協議が調い、値下げに至ったということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第10号について、質問します。

今回の条例改正は水道料金の値下げとの補足説明でした。

そこで、1として、何を基準に値下げをしたのか。

2として、香取市を含めた近隣の基本料金と超過料金について。

3として、改定案の10立方2,100円に対し、各市・町の基本水量を同じくしたときの基本料金との比較について。

4として、旭市で一番多い使用量の階層と、近隣市町村との比較について。

5として、県下一高い旭市の水道料金が、この改定で県内での位置づけはどのようなになるのか。

6として、今核家族化が進んでいる中で、加入者の中で基本料金まで満たない使用量の加入世帯の件数と割合についてお尋ねします。

1回目は以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） それでは、何点かご質問をいただきましたので、順にお答えを申し上げます。

初めに、料金の引き下げは何を基準にしたのかのご質問にお答えいたします。

今回、一般会計より、先ほど来ご説明していますが、高料金対策費として年間8,000万円を限度とする繰出金を受け、一定の条件のもと、将来の財務状況について試算し、10年間損失計上がなかった最低の料金、210円となりますが、これを料金として今回ご提案したものととなります。

次に、近隣の基本料金と超過料金についてお答えします。

まず、基本料金、基本水量ですね、これは一般家庭用になります。銚子市は基本水量が8

立方メートル、基本料金が1か月930円。超過料金なのですが、これは銚子市の場合は段階別に料金設定がしてございます。ちょっと細かくなりますが、155円から上が355円までということになっております。

それと東庄町、こちらのほうは基本水量が1か月10立方メートル。基本料金は1か月当たりこれは2,100円となります。超過料金のほうは11立方メートルから1立方メートル当たり210円ということになります。

香取市のほうが基本水量が8立方メートル。基本料金は1か月1,700円。超過料金のほうも、これも銚子市と同じように段階別に金額が上がっております。1立方メートル当たり一番下で200円、一番上で270円ということになります。

それと八匳水道企業団、こちらのほうの基本水量は1か月当たり10立方メートルとなります。基本料金は1か月当たり2,060円。超過料金は11立方メートルから1立方メートル当たり206円となっております。

続きまして、近隣の基本料金の比較についてお答えいたします。これは10立方メートル換算でということでお答えいたします。

まず銚子市、10立方メートル当たり1,162円となります。東庄町が2,100円、香取市が2,125円、八匳水道企業団が2,060円ということです。

次に、本市における一番利用の多い使用水量での近隣との比較についてというご質問でしたが、これにつきましてはデータが確認できませんでしたので、一般家庭の平均水量についてお示ししたいと思います。

本市の平均水量は18立方メートルということになります。改定料金になりますと3,780円ということになります。それで銚子市のほうが2,480円。東庄町のほうが3,780円。香取市が3,910円。八匳水道企業団が3,708円ということになります。

次に、今回の改定料金での県内順位についてお答えいたします。

今回の料金改定で1か月10立方メートルで2,100円ということでの改定になりましたが、これは近隣では香取市、東庄町と同じ順位ということになります。高い順で比べますと、全部で千葉県で41事業体ございます、そのうちに同率の7番と、悪いほうから、高額のほうから7番ということになります。

次に、基本料金以内の件数、これは2地区を隔月で検針しているため、2か月で20立方メートル以内の件数ということで出しております。これが6,336件となります。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 値下げしたからといっても、県内ではまだまだ高いわけですが、そんな中で、今回の改正で基本水量を下げる検討を行ったのか、本来なら利用者負担の原則から使用量に応じた料金を設定すべきだと考えますが、いかがかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 今回の料金改定では、基本水量についての検討は行っておりません。

本市のほうでは基本料金と超過料金の単価が同一に設定されておりますので、基本料金についても同様に引き下がることとなっております。また、基本水量以内の利用者の比率は全体の31%となっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 県内の市町村では基本水量10トン未満が見受けられます。全国的に見ますと、基本水量ゼロというものもあるわけなんです。そんな中で、住みやすい旭市、そして弱者のためにも、ほかの市町村のように基本水量を見直すべきだと思いますが、どのように考えているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 再質問でもお答えしたとおり、基本水量につきましては今回の改定では検討してございませんでしたが、これらにつきましては3年後に見直しを行うということで考えておりますので、その際基本水量についても調査、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、執行部より発言を訂正したい旨の申し入れがありましたので、発言を許可いたします。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 申し訳ございません、先ほど議案第1号、林晴道議員の再質問の際に、設立総会後から対象ということでお答えしたところでございますが、5月10日の総会設立でございますので、5月10日からが期間となっているところを、5月1日と誤ってしまいましたので、訂正のほうお願いしたいと思います。申し訳ございませんでした。

○議長（島田和雄） 引き続き、議案の質疑を行います。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第11号、財産の取得についてでございますが、これは庁用バス車両の入札でありましたけれども、今回ほかの議案でも同様に車両の取得がございますが、この庁用バスは1者からの応札となっているようですので、ただいま各自治体において不祥事等いろいろなメディアの報道もございます。何点か聞いておかなければいけないと思いますので、お願いをいたします。

一般競争入札の執行に当たり、公告内容を具体的にお尋ねをいたします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 庁用バスの入札に当たっての公告内容というご質問でございます。お答えいたします。

まず、対象としました入札の参加登録の種別でございますが、物品の中での車両という形での登録を対象にいたしました。

それと、あと業者の範囲でございますが、南関東といいますか、具体的には東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県内に本店を有する者という形での対象としておりまして、千葉県内につきましては本店だけではなくて支店もという形での対象にしたところでございます。

それと、過去の実績等も勘案するという中で、過去10年以内に地方公共団体へ同じような

物品の納入の実績があること、こういったことを要件としまして入札を行ったところでございます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 今のでありますと、事業者数の数、その辺は満たしておるということはよく分かりました。

この一般競争入札に参加資格要件を満たす者、これは具体的に今何件その要件を満たしているのかというのを伺いたしたいと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 要件を満たしている登録者数というお尋ねでございますが、車両という範囲が広い形での登録になりますと、現在61事業所がございます。ただ、これは車両という形ですので、小さな車についても含まれてしまいますので、その中で実際バスということになりますと、業者数は限られてくるのかなというように思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 今、何度もおっしゃっていただいたその車両ですね、多分特定の車両に限られてしまうのかなと、そのように感じます。同じ車両をどこの販売店から売するのか、そういうことにもなりかねないのかなとそのように危惧をいたします。

しっかりとした競争の原理を働かせるためには、例えば今回の場合であれば、車両定員数の場合には40人から50人程度とするだとか、そういうようなかわし方で条件の膨らみを持たせることが必要ではないのかなと、そのように思いますけれども、その点に関して具体的に伺いたしたいと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 今回のバスですけれども、現在市では2台のバスを運用しております。1号車、2号車とありまして、2号車のほうが老朽化したということで、2号車が現在42名の乗車定員です。それと同じものを買い替えたいということで、42人乗りとしたものでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(島田和雄) 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(島田和雄) 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(島田和雄) 質疑なしと認めます。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(島田和雄) 質疑なしと認めます。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番(林 晴道) 議案第16号に入る前に、先ほど11号の3回目のご答弁なんですが、僕の質問の趣旨と違う答弁でありましたので、再度お願いしたいと思います。

(発言する人あり)

○議長(島田和雄) ちょっとお待ちください。

それでは、しばらくそのまま休憩してください。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時17分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは議案第11号について再度、市民生活課長、答弁をお願いします。

○市民生活課長（宮負賢治） 先ほど、庁用バス2台あるというお話をいたしました。1号車のほうは52人乗りでありまして、今回のが42人乗りということで、バスのサイズが42人乗りのほうは全長が約9メートル、52人乗りのほうは12メートルということでバスそのものが全く違うものになってしまうということで、今回の幅を持たせずに42人乗りのほうでお願いしたというような経緯でございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 質問を続けてください。

○4番（林 晴道） それでは、議案第16号の専決処分の承認に移りますけれども、今のところに戻りますが、やはり膨らみを持たせて、乗車定員だとか寸法だとか持たせたほうがしっかりとした競争の原理が働こうかと思いますので、その辺の研究とご検討をお願いしたいと、そのように思います。

続けます。16号、これは地方税法の一部改正に伴い、条例の改正を行うものでありますが、担当課においてはその都度早急な対応や作業に敬意を申し上げるところでございます。補足説明を聞いてもどうしてもまいち分かりづらいんですね。僕もよく分かりませんでしたので、今回の法律の概要を、総務省の資料に目を通しました。それからうちの事務局のほうからも、本当にしっかりと分かりやすい資料を抜いていただいて、その辺をしっかりと目を通して分かったところがあるんですが、大きく分けて5点あるうちの、条例改正にかかわるものが固定資産税、それから個人所得税、それから地方たばこ税、この3点であろうかなというように思われます。

そこで、分かりやすくこの3点にまとめてもらって、この改正に伴うそれぞれの概要とその影響について伺いたいと、そのように思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） ただいまの林議員の旭市条例の一部改正についての概要と影響についてということで質問がございました。

初めに、概要についてご説明させていただきます。

旭市条例の改正の概要についてですが、大きく分けますと先ほど林議員がおっしゃったと

おり、市民税と固定資産税及び市たばこ税の改正の3点になります。

初めに、市民税の改正についてですが、この改正につきましては、給与所得控除及び公的年金等の控除を見直し、それぞれ控除額を10万円引き下げるものでございます。また、それらの調整措置といたしまして、基礎控除の引き上げ、扶養控除所得要件の引き上げ及び非課税措置の所得要件の引き上げを行うものでございます。

また、国の改正も含めると、給与水準が一定額以上の場合については、増税の内容の改正となっております。

続きまして、固定資産税の改正についてでございます。

公共の危険防止のために設置された施設などの特定の施設に対する固定資産税の特例措置の改正と、土地の負担調整の措置の期間を延長するものでございます。

続きまして、市たばこ税の改正については、国及び県と併せ、3段階でたばこ税を1本当たり1円ずつ、合計3円を引き上げる予定でございます。また、旧3級品については、平成31年10月から旧3級品以外のたばこ税と同じ税率とするものでございます。

また、加熱式たばこについても、5年かけて段階的に税率を引き上げるものでございます。改正概要については以上でございます。

(発言する人あり)

○税務課長（石毛春夫） すみません。続きまして、影響額ということでございますけれども、影響額につきましては今回の税改正の影響に伴いまして、市民税の影響については先ほど所得税控除及び公的年金控除等の減額をする分、基礎控除を引き上げるなどで調整しますので、影響はほとんどないということで理解していただきたいと思います。

ただ、給与所得及び公的年金受給以外の所得になる営業所得、農業所得の納税者で、旭市内では1割弱の方が対象となります。基礎控除が引き上がるため、税の負担は下がることになります。

ただし、給与収入が850万円を超える場合は、給与所得控除が上限となったり、基礎控除額が減額されるなどあり増税となりますが、影響額については算定しておりません。

固定資産税については、公共の危険防止のために設置された施設などの特定の施設は、今のところ旭市ではございません。

市たばこ税の影響についてですが、市たばこの販売数量は年々減少傾向にあります。また、増税により買い控えが進むと想定されるため、影響額は算定が難しいところでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 非常に分かりやすいですね。こうやって3項目に分けるとなかなか分かりづらかったところがよく見えてきたなど、そのように思うんですが、今額の話もありましたけれども、具体的にこれ全部含めて影響額はさほどないものであると、そのようなことでよろしいのかどうなのかを最後に一言いただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） ただいま、先ほど申したとおり、影響額については歳入面での控除額と歳出面での控除額を差し引きしますので、それほど影響はないということでご理解いただきたいと思います。

あと、固定資産税とたばこ税ということなんですが、固定資産税については今までどおり軽減負担調整を引き続き延長ということですので、これについても引き続き変わりはないということです。

たばこ税につきましては、3段階に分けて1円ずつ、4年かけて増税になります。ただ、この増税についても、多少喫煙人口の減少あるいは買い控え等で、そんなに影響はないように思われます。ただ、うちのほうで去年の算出で1億100万本ほど本数でたばこは売れております。その辺で、単純に1,000本当たり1,290円ただ増額すると、何億の増税にはなるかと思われます。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第16号の質疑を終わります。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第18号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第15号直接審議（先議）

○議長（島田和雄） おはかりいたします。議案第15号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議したいと思いますが、これに決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第15号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第15号、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第15号は同意することに決しました。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（島田和雄） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより、常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第14号までと、議案第16号から議案第18号までの17議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表1、議案の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、6月19日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第３ 常任委員会請願付託

○議長（島田和雄） 日程第３、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第１号、請願第２号の２件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 配付漏れないものと認めます。

これより、常任委員会に請願を付託いたします。

請願第１号、請願第２号の２件について、お手元に配付してあります付託議案等分担表２、請願の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

◎日程第４ 常任委員会陳情付託

○議長（島田和雄） 日程第４、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第３号の１件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 配付漏れないものと認めます。

これより、常任委員会に陳情を付託いたします。

陳情第３号について、お手元に配付してあります付託議案等分担表３、陳情の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました陳情は、６月１９日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（島田和雄） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は６月１２日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時29分